

所得制限限度額表

扶養親族等の数	前年分所得（4月～10月分手当は前々年分所得）								
	請 求 者（本人）						扶 養 義 務 者 、 配 偶 者 孤 児 等 の 養 育 者 の		
	全 部 支 給 の 所 得 制 限 限 度 額			一 部 支 給 の 所 得 制 限 限 度 額			所 得 制 限 限 度 額		
		所得額	収入		所得額	収入		所得額	収入
0人	690,000円	770,000円	1,420,000円	2,080,000円	2,160,000円	3,343,000円	2,360,000円	2,440,000円	3,725,000円
1人	1,070,000円	1,150,000円	1,900,000円	2,460,000円	2,540,000円	3,850,000円	2,740,000円	2,820,000円	4,200,000円
2人	1,450,000円	1,530,000円	2,443,000円	2,840,000円	2,920,000円	4,325,000円	3,120,000円	3,200,000円	4,675,000円
3人	1,830,000円	1,910,000円	2,986,000円	3,220,000円	3,300,000円	4,800,000円	3,500,000円	3,580,000円	5,150,000円
4人	2,210,000円	2,290,000円	3,529,000円	3,600,000円	3,680,000円	5,275,000円	3,880,000円	3,960,000円	5,625,000円
5人	2,590,000円	2,670,000円	4,013,000円	3,980,000円	4,060,000円	5,750,000円	4,260,000円	4,340,000円	6,100,000円

※ 所得制限限度額とは、所得額から8万円を控除した額です。

※ 収入は、給与所得者の場合の所得に対する目安です。

■限度額に加算されるもの

- ◇受給者(本人) 老人控除対象配偶者・老人扶養親族がある場合 10万円／人（扶養対象者70歳以上）
特定扶養親族等がある場合 15万円／人（特定扶養親族とは扶養対象者が16歳以上23歳未満）
- ◇扶養義務者等 老人扶養親族 6万円／人（扶養対象者70歳以上）
（ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は1人を除く。）

■所得額の計算方法

所得額＝年間収入－必要経費（給与所得控除額）＋養育費（※）－80,000円－下記の諸控除

障害者控除	270,000円	特別障害者控除	400,000円	配偶者特別控除	地方税法で
勤労学生控除				医療費控除等	控除された額

※児童の父（母）から、その児童について扶養義務を履行するための費用として、母（父）及び児童が受け取る金品等で、その金額の8割の額